

日本生体磁気学会 賃金支給に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、日本生体磁気学会（以下、本学会）が行う事業の実施のため、本学会が業務遂行を依頼した者に対する賃金について定めるものである。

(対象業務)

第2条 本学会の事業に関わる資料整理、補助、事業資料の収集等の業務を対象とする。

(監督者)

第3条 理事長は、当該業務に関して監督を行う理事を指名する。

(賃金積算)

第4条 時間単価は1,350円を上限とし、監督者が定め、理事長の承認を得る。

2 前項の決定にあたっては、監督者の施設の基準に準じる。

第5条 賃金は、時間単価に直接作業時間数を乗じたものとする。

第6条 労務場所への移動にかかる時間は、直接労働時間からは除外する。

2 労務場所への移動にかかる旅費は、別途定める旅費に関わる規程による。

(作業時間数把握のための書類整備)

第7条 賃金の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備する。

第8条 業務日誌の整備状況は、毎月、業務監督者に報告する。

(改正)

第9条 この規程の変更は、理事会の議決を必要とする。

附則

本規程は、令和2年7月17日より施行する。